

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 10 号）

【長崎市独自基準】

- ・ 施設サービス等での身体的拘束の記録について市への報告を義務付け
- ・ 訪問サービスの「基本取扱方針」に「利用者の人格を尊重し」の文言を追加
- ・ 訪問サービスの「サービス提供責任者の責務」に訪問介護員等の業務の実施状況について「その評価を行い必要な措置を講じること。」を追加
- ・ 「記録の整備」の保存記録項目を一部追加するとともに、保存年限を一部延長
- ・ 訪問サービス等の「地域等との連携」に「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること」を追加
- ・ 施設サービスの「基本方針」、居宅サービス及び地域密着型サービスの「一般原則」に連携先として「地域包括支援センター」を追加
- ・ 短期入所生活介護事業所の廊下幅の緩和
- ・ 暴力団員等排除を追加（平成 25 年 12 月 25 日施行）

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u>、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第二十二条 指定訪問介護は、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、<u>本市、地域包括支援センター</u>、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第 2 3 条 指定訪問介護は、<u>利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p><u>第二十八条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</u></p> <p>六～八 (略)</p> <p>(地域との連携)</p> <p><u>第三十六条の二</u> (新設)</p>	<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>訪問介護員等の業務の実施状況を把握し、その評価を行い必要な措置を講じること。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(地域等との連携)</p> <p><u>第39条</u> <u>指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。</u></p>
<p>1 <u>指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第三十九条</u> (略)</p> <p>2 <u>指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない</u></p>	<p>2 <u>指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、その提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>2 <u>指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>い。</p> <p>一 訪問介護計画</p> <p>二 <u>第十九条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 <u>第三十六条第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>第三十七条第二項</u>に規定する事故の状況及び<u>事故</u>に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第五十三条の二</u> (略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する<u>第十九条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第三十六条第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十七条第二項</u>に規定する事故の状況及び事</p>	<p>(1) 訪問介護計画</p> <p>(2) <u>第20条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第38条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する<u>第20条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第38条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>故に際して採った<u>処置についての記録</u> (新設)</p> <p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p><u>第六十七条</u> 指定訪問看護は、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資</u>するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第七十三条の二</u> (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 <u>第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</u></p> <p>二 訪問看護計画書</p> <p>三 訪問看護報告書</p> <p>四 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p>	<p>事故に際して採った<u>処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p><u>第71条</u> 指定訪問看護は、<u>利用者の人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第78条</u> (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</u></p> <p>(2) 訪問看護計画書</p> <p>(3) 訪問看護報告書</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>六 次条において準用する<u>第三十六条第二項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三十七条第二項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p>	<p>(6) 次条において準用する<u>第38条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第40条第2項</u>に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定訪問看護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第2号及び第4号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p>
<p><u>第七十九条</u> 指定訪問リハビリテーションは、<u>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第84条</u> 指定訪問看護は、<u>利用者的人格を尊重し、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第八十二条の二</u> (略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 訪問リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第88条</u> (略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 訪問リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第九十条の二</u> (略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する<u>第十九条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第97条</u> (略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する<u>第20条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護サービ</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第百四条の二 (略)</u></p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 次条において準用する<u>第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p><u>ス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第112条 (略)</u></p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する<u>第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第40条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定通所介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p><u>第百五条の十八</u>（略）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 療養通所介護計画</p> <p>二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</u></p> <p>（新設）</p> <p>（記録の整備）</p>	<p><u>第130条</u>（略）</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った<u>処置</u>の記録</u></p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定療養通所介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p>
<p><u>第百十八条の二</u>（略）</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p>	<p><u>第145条</u>（略）</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>一 通所リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第二百二十四条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二～五 (略)</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第151条 (略)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メ</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>8 (略)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十八条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う<u>場合には</u>、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三百三十九条の二 (略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存</u>しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二百二十八条第五項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の</p>	<p><u>一トル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第155条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第167条 (略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存</u>しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第155条第5項</u>に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第百四十条</u>の四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）と<u>して差し支えない。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(設備及び備品等)</p> <p><u>第171条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）と<u>することができる。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8 前項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下のユニット型指定短期入</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>8 (略)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第百四十条の七</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p><u>第百四十六条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p><u>第174条</u> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>8 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p><u>第194条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、<u>身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第百五十四条の二</u> (略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 短期入所療養介護計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第203条</u> (略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 短期入所療養介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p><u>第百五十五条の六</u>（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、<u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>8</u>（略）</p> <p>（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p>	<p><u>第209条</u>（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>8 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>9</u>（略）</p> <p>（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p>
<p><u>第百八十三条</u>（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、<u>前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>6</u>（略）</p> <p>（記録の整備）</p>	<p><u>第226条</u>（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p><u>6 前項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>7</u>（略）</p> <p>（記録の整備）</p>
<p><u>第百九十一条の三</u>（略）</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p>	<p><u>第236条</u>（略）</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 <u>第百八十一条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百八十三条</u>第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第百九十条</u>第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>八 <u>施行規則</u>第六十四条第三号に規定する書類 (新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第百九十二条</u>の十一 (略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>(1) 特定施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第 2 2 4 条</u>第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第 2 2 6 条</u>第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第 2 3 3 条</u>第 3 項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第 2 7 条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第 3 8 条</u>第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第 4 0 条</u>第 2 項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>(8) <u>省令</u>第 6 4 条第 3 号に規定する書類</p> <p><u>3 前項の規定によるほか、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から 5 年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第 1 号及び第 2 号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第 2 4 7 条</u> (略)</p>
<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。</p>	<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 <u>第百九十二条の八</u>第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第百八十一条</u>第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第百八十三条</u>第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する<u>第百九十条</u>第三項に規定する結果等の記録</p> <p>十 <u>施行規則</u>第六十四条第三号に規定する書類 (新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第二百四条の二</u> (略)</p>	<p>(1) 特定施設サービス計画</p> <p>(2) <u>第244条</u>第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第224条</u>第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する<u>第226条</u>第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する<u>第233条</u>第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(10) <u>省令</u>第64条第3号に規定する書類</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第7号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第262条</u> (略)</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 福祉用具貸与計画</p> <p>二 次条において準用する<u>第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第二百三条第四項に規定する結果等の記録</u></p> <p>四 次条において準用する<u>第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 次条において準用する<u>第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 次条において準用する<u>第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百十五条 (略)</p>	<p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 福祉用具貸与計画</p> <p>(2) 次条において準用する<u>第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) <u>第260条第4項に規定する結果等の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する<u>第27条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する<u>第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する<u>第40条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</u></p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業員の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (略)</p>
<p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 特定福祉用具販売計画</p>	<p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 特定福祉用具販売計画</p>

厚生労働省令	長崎市条例
<p>二 <u>第二百十一条</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する<u>第二十六条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十六条</u>第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第三十七条</u>第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った<u>処置</u>についての記録 (新設)</p>	<p>(2) <u>第270条</u>に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する<u>第27条</u>に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第38条</u>第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第40条</u>第2項に規定する事故の状況及び<u>当該事故</u>に際して採った<u>処置</u>の記録</p> <p>3 <u>前項の規定によるほか、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護福祉用具購入費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護福祉用具購入費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</u></p>

《暴力団員等排除を追加（平成25年12月25日施行）》

改正前	改正後
<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(申請者の要件)</p> <p>第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、<u>役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この条及び第42条の2において「暴力団員等」という。）でない法人とする。</u>ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、<u>当該法人及び法人でない者であって暴力団員等でないものとする。</u></p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p>

(新設)

第42条の2 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 指定訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

- (第42条の2の準用)
- 第59条 指定訪問入浴介護
 - 第63条 基準該当訪問入浴介護
 - 第79条 指定訪問看護
 - 第89条 指定訪問リハビリテーション
 - 第98条 指定居宅療養管理指導
 - 第113条 指定通所介護
 - 第131条 指定療養通所介護
 - 第135条 基準該当通所介護
 - 第146条 指定通所リハビリテーション
 - 第168条 指定短期入所生活介護
 - 第188条 基準該当短期入所生活介護
 - 第204条 指定短期入所療養介護
 - 第237条 指定特定施設入居者生活介護
 - 第248条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
 - 第263条 指定福祉用具貸与
 - 第265条 基準該当福祉用具貸与
 - 第276条 指定特定福祉用具販売